

第3節 災害廃棄物処理体制の強化

第1項 広域的な災害廃棄物処理体制の強化

1 県災害廃棄物処理計画の運用 【廃棄物・リサイクル課】

2015（平成27）年7月に廃棄物処理法が一部改正されたことを踏まえ、県では、2017（平成29）年3月に、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けて「群馬県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

また、2021（令和3）年3月には、国の災害廃棄物対策指針の確定内容を反映するとともに、

災害時における民間事業者の協力・支援体制及びボランティアとの連携等の内容を追加する改訂を行いました。

この計画では、平時における備えから大規模災害発生時の対応までの、切れ目のない対策を定めています。

2 市町村災害廃棄物処理計画策定への支援 【廃棄物・リサイクル課】

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、災害廃棄物の処理主体である市町村において災害廃棄物処理計画を策定することが必要です。

このため、県内の未策定市町村にヒアリングを行い、各市町村の進捗状況に合わせた支援を行いました。

表2-2-3-1 市町村の災害廃棄物処理計画数

（単位：計画数）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市町村の災害廃棄物処理計画数	14	17	23	25	25

3 広域的な応援・連携体制の強化 【廃棄物・リサイクル課】

大規模災害時には、災害廃棄物の処理のために、市町村域や県域を越えた連携が不可欠です。

県では、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援協定を市町村、清掃関係一部事務組合及び関係事業者団体等と締結しています。

また、2016（平成28）年9月に「群馬県災害廃棄物処理対策協議会」を設置し、県内の市町村及び関係団体との連携体制を構築しました。

さらに、環境省関東地方環境事務所、関東ブロック10都県及び政令市、中核市等で構成する大規模災害時廃棄物対策関東地域ブロック協議会において「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第四版】」（2024〔令和6〕年3月）が策定され、広域的な支援体制が構築されています。

4 災害廃棄物処理等に関する補助制度の活用 【廃棄物・リサイクル課】

環境省が所管する災害廃棄物処理等に関する補助制度には、市町村等が災害のために実施した生活環境上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に要する経費を補助する「災害等廃棄物処理事業費補助金（国1/2）」と、廃棄物処理施設に被害が生じた場合に、復旧に要する経費を補助する「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金（国1/2）」があります。

2019（令和元）年度には、9月に発生した落雷による廃棄物処理施設復旧事業と、10月に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）による浸水被害等による廃棄物処理事業と廃棄物処理施設復旧事業に当該補助制度を活用しました。

なお、2020（令和2）年度以降は、実際の活用はありません。

第2項 廃棄物処理施設の強靱化の促進

1 市町村等による廃棄物処理施設の強靱化、防災拠点化等の取組への支援 【廃棄物・リサイクル課】

大規模災害時において、早期の復旧・復興を図るためには、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要があります。

地域の拠点となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することが重要です。

特に焼却施設は、余熱を利用して電力供給や熱供給ができれば大規模災害時にも地域の災害対応拠点としての役割も期待できます。

そのため、県では、市町村等に対して循環型社

会形成推進交付金制度等の事務を通じ、一般廃棄物処理施設を整備する際の耐震化や災害拠点化のために必要な設備整備に係る情報提供を行う等、災害廃棄物処理体制の構築に向けた支援を行っています。

また、2017（平成29）年3月に策定した「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」では、市町村が整備する廃棄物処理施設が災害対応拠点となるよう、広域ブロック区分の検討要素の1つに災害対策（広域施設の立地地域の避難場所への電力供給可能率）を設定しています。

2021（令和3）年3月には、「災害時の停電『ゼロ』」の実現に向け、ごみ焼却施設について、地域の防災拠点として大規模災害時に電力を供給する役割が期待できる旨を追加しています。